

令和3年3月29日

各位

会社名 夢みつけ隊株式会社
代表者名 代表取締役 佐々木 ベジ
(コード番号：2673、JASDAQ)
問合せ先 経理・財務担当 羽沢 一也
(TEL. 03-6635-1791)

投資有価証券売却に伴う特別利益の計上に関するお知らせ

当社は、令和3年3月29日開催の取締役会において、当社が保有する上場有価証券を相対取引にて売却することを決議いたしました。これに伴い、以下のとおり投資有価証券売却益が発生する予定ですので、お知らせいたします。

記

1. 投資有価証券売却の理由

保有資産の効率化とキャッシュ・フローの改善をはかるため、保有する投資有価証券を、当社の代表取締役が代表を務める法人であるマツヤハウジング株式会社に売却をする予定です。

2. 投資有価証券売却益の発生時期

令和3年3月期第4四半期

3. 投資有価証券売却益の内容

(1) 売却株式：当社保有上場有価証券1銘柄

(2) 売却益：39百万円

上記売却益は、本日時点での概算値です。正確な売却額が確定した後、修正が必要と判断される場合に速やかに開示いたします。

4. 上記株式売却の相手方の概要

(1) 名称	マツヤハウジング株式会社
(2) 所在地	東京都千代田区神田東松下町17番地
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役・佐々木ベジ
(4) 事業内容	マンション・建売住宅の販売・企画・設計等

5. 今後の見通し

上記の投資有価証券売却益については令和3年3月期第4四半期において特別利益に計上する予定です。通期業績予想につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で先行き不透明なことから、適正かつ合理的な算定が困難なため、引き続き未定としております。なお、今後新型コロナウイルス感染拡大の動向を注視しながら、合理的な予想の開示が可能となった時点で、速やかに開示いたします。

6. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本取引は、支配株主の取引等に該当をします。当社の少数株主の保護の方策に関する指針は、少数株主の利益を不当に害することがないように、支配株主との取引等をほかの一般の取引と同様に適正な条件のもとに適法かつ適正な手続きにより行うことを基本方針とし、取締役会にて取引内容及び条件の妥当性を検討のうえ、取引実行の是非を決定するなど、少数株主に不利益を与えないように適切な対応をしていくことであります。

本日の取締役会において、本取引の適合状況について確認を行った結果、本取引は以下の利益相反を回

避するための措置を講じており、当該指針に適合するものと判断いたしました。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

当社の少数株主の利益を害することのないよう、本取引における売却単価は、本取引約定日の令和3年3月29日の東京証券取引所における売却株式の終値といたします。

なお、代表取締役である佐々木ベジ氏は、利益相反を回避するための措置として、本日の取締役会の審議及び決議には参加しておりません。

(3) 本取引が少数株主にとって不利益なものでないことに関する支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

支配株主と利害関係のない者から、本取引が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見を入手するため、本日の取締役会に先立ち、支配株主と利害関係のない、当社が独立役員に指定する社外取締役（監査等委員）である小畑元氏に意見を求めたところ、小畑氏から令和3年3月23日に意見書の提出があり、以下の理由から、本取引は、少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の意見表明がありました。また、他の社外取締役（監査等委員）である大高英夫及び利害関係のない取締役全員からも取締役会時に、当該意見を支持する旨の意見を得ております。

① 当社が保有する上記株式を売却する目的の相当性

当社が保有する上記株式の売却は、保有資産の効率化とキャッシュ・フローの改善をはかる目的で行われるものであるという説明内容に不合理な点は見当たらず、相当であると考えます。

② 相対取引によって売却すること及びその他の取引の条件の合理性

当社が保有する上記株式数を市場で売却をすると株価の下落を招く恐れがあるため、マツヤハウジング株式会社に相対取引による売却を打診したとのことであり、売却金額の総額を減少させないためにはこのような相対取引によって売却することは妥当であると考えます。また、その他の本件取引の条件に関しても、当社の利益を不当に害する条件は認められず、その取引条件は妥当であると考えられる。

③ 対価の客観性

約定日の東京証券取引所における終値は、他に考慮すべき特段の事情もないことから、その株式の客観的な価値を示すものであると考えます。

以上の結果から、当社は、本取引が当社の少数株主の利益を害することはないものと判断しております。

以 上